



八 監 第 3 1 2 号
令 和 2 年 1 1 月 1 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による企画部の監査
を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

企画部

- (1) 企画経営課（男女共同参画センターを含む。）
- (2) シティプロモーション課（多文化交流センターを含む。）
- (3) 秘書課
- (4) 広報広聴課
- (5) 情報管理課

3 監査の範囲

令和2年度（令和2年8月末現在）における企画部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和2年8月24日から同年11月18日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

| 対象機関 | 区 分 | 内 容 |
|--------------------------------|------|---|
| 企画経営課 （男女共同参画センターを含む。） | 要望事項 | <p>1 行政評価への取組について</p> <p>本市の行政評価については、平成 25 年度以降休止されており、新たな行政評価システムの構築は地方公会計制度の導入に合わせて検討するとしていたが、財務会計システムとの連携が見込めない状況である。</p> <p>行政評価の実施は、各事業における妥当性・効率性・有効性を把握し、予算編成、適正な人員配置、市民への説明責任など活用方法が多岐にわたり期待できるものであることから、事業別等のコスト把握や評価を行うための新たな取組について検討されたい。</p> <p>（平成 30 年度及び令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 30 年度及び令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き事業別等のコスト把握や評価を行うための取組について検討されたい。</p> <p>2 行財政改革の適切な推進について</p> <p>行財政改革の推進に当たっては、八千代市第 2 次行財政改革大綱後期推進計画に沿って進められているところであり、計画的に迅速かつ着実な取組が求められるものであることから、取組内容がより具体的になるよう早期に見直しが可能な取組を把握するなど積極的に取り組まされたい。</p> <p>（平成 30 年度及び令和元年度監査 要望事項）</p> <p>上記の平成 30 年度及び令和元年度の監査における要望事項を踏まえ、引き続き取組内容がより具体的になるよう見直しが可能な取組を把握するなど積極的に取り組まされたい。</p> |
| シティプロモーション課 （多文化交流センターを含む。） | | 特に指摘，要望する事項はない。 |
| 秘書課 | | 特に指摘，要望する事項はない。 |
| 広報広聴課 | | 特に指摘，要望する事項はない。 |
| 情報管理課 | | 特に指摘，要望する事項はない。 |